

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	通常砂防事業				
地区名	豊川第10支川				
事業箇所	新城市只持地内				
事業のあらまし	<p>豊川第10支川は、愛知県新城市只持に位置し、保全対象として人家14戸、国道257号、市道、林道、駐在所、老人憩の家を有する土石流危険渓流である。</p> <p>流域の地質は変成岩で風化が進み、渓流内での崩壊、土砂生産が著しく見られ、早急な土石流対策が必要であった。そのため平成18年度より砂防堰堤工、渓流保全工の整備に着手し、平成22年度に概成した。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全人家14戸、国道257号、市道、林道、駐在所、老人憩の家を土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
事業費	事業費		内訳		
	2.9億円		■工事費2.2億円、■用補費0.2億円、■その他0.5億円		
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成19年度	完成年度 平成22年度
事業内容	砂防堰堤工 2基（1号堰堤工：高さ9.0m、2号堰堤工：高さ9.5m） 渓流保全工 100m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>主要目標に掲げられた保全対象を保全するために設置された砂防堰堤は、土石流を捕捉する機能を有している。現在、砂防堰堤は健全な状態であることから、土石流に対する必要な機能を維持していると考えられ、目標は達成されている。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>主要目標に対し、目標を達成した。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし。</p>			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	II評価より、特に今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	II評価より、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	本事業は従来からの手法により対策を実施しているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。				